

用語解説

〈あ行〉

■一団地の住宅施設

都市計画法に定められた都市施設のひとつで、一団の土地に建設され、良好な居住環境を有する 50 戸以上の集合住宅および、これらに付帯する都市生活に必要な道路や公園などの施設。

〈か行〉

■介護療養型医療施設

症状が安定期にある長期療養患者に対する療養施設。医療法に規定する療養病床等を有する病院、診療所で、入院する要介護者に対して、療養上の管理、介護、医学的管理の下における介護、その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う施設。

■介護老人保健施設

症状が安定期にある要介護高齢者が在宅復帰をめざすリハビリテーション施設。療養病床等を有する病院、診療所で、入院する要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、その他の世話、機能訓練、その他必要な医療を行う施設。

■グループホーム（認知症高齢者グループホーム）

少人数の認知症高齢者や障害者が、小規模でより家庭に近い環境の中で、介護職員等の専門的なサポートを受けながら、共同生活を送る住まい。社会福祉法人や自治体、NPO等によって運営される。

■ケアハウス（軽費老人ホーム）

老人福祉法に基づく軽費老人ホームのひとつで、低所得層に属する 60 歳以上の方のうち、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者に対して日常生活に必要なサービスを提供する、低額または無料で入所可能な施設。

■公社（住宅供給公社）

地方住宅供給公社法に基づき、住宅を必要とする勤労者に対して、住宅及び宅地を供給することを目的に設立された機関。分譲住宅・宅地の譲渡、賃貸住宅の建設・管理、地域の住宅・まちづくりのほか、公営住宅等の管理を受託し、その募集・入居業務と住環境の維持保全を行っている。

■高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）

高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度や、良好な居住環境を備えた高齢者向け賃貸住宅の供給の促進、終身建物賃貸借制度等の措置を講じることにより、高齢者が安心して生活できる居住環境の確保と、その福祉の増進に寄与することを目的に平成 13 年（2001 年）に制定された法律。

■子ども家庭支援センター

18 歳未満の子どもや子育て家庭のあらゆる相談に応じるほか、ショートステイや一時預かりなど在宅サービスの提供やケース援助、サークル支援やボランティア育成、地域の子育てに関する情報収集・発信等を行う施設。

〈さ行〉

■サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の一定の条件を備えるとともに、安否確認サービスや生活相談サービス等を提供する高齢者向けの住宅。

■在宅療養支援診療所

医師や看護師が 24 時間体制で自宅を訪れる訪問診療・訪問看護に対応する診療所。在宅医療を推進するため、平成 18 年（2006 年）に制度化された。

■住環境マネジメント

居住に関わる身近な生活環境の基盤全体としての景観・街並み、自然環境、公益サービス、コミュニティ活動等にわたる広義の「住環境」について、その維持・向上を図るため、土地利用を含めた多様で詳細なルールの設定、地域共有物の整備・維持保全・管理、公益サービスの提供、コミュニティ活動等を行うこと。

■就業者／従業者

就業者とは、調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入を伴う仕事を少しでもした人のこと。従業者とは、当該事業所に所属している正社員・正職員等、パート・アルバイト等及び出向・派遣受け入れ者、期間を定めて雇用されている臨時雇用者のこと。

■住生活基本計画（全国計画）

住生活基本法に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための全国計画。住生活の基盤である良質な住宅の供給、良好な居住環境の形成、居住のために住宅を購入するもの等の利益の擁護・増進、居住の安定の確保を基本理念に、良質なストックの形成、住宅市街地の良好な景観の形成と居住環境の維持向上、事業者の責務の明確化を基本施策とし、具体施策と数値目標を定めている。

■住生活基本法

国民の豊かな住生活の実現を図るため、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策について、基本理念、国等の責務、住生活基本計画の策定その他の基本となる事項について定めた法律。平成 18 年（2006 年）施行。

■住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）

住生活基本法の基本理念にのっとり、低所得者、高齢者、災害被災者、一人親世帯、DV 被害者などの住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅の供給促進に関する基本方針の策定、施策の基本事項等を定めることにより、重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットを構築することを目的にした法律。

■住宅ストック／住宅フロー

住宅ストックとは、蓄積された既存住宅のこと。住宅フローとは、新たに供給される住宅、または一定期間内に供給された住宅のこと。

■住宅性能表示制度

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく制度で、住宅の性能を、第三者機関が国の定めた基準に基づいて評価し、その結果を客観的に表示する制度。新築住宅の場合は 10 分野 32 事項、既存住宅の場合は 7 について、設計時と工事施工・完成時の 2 段階にわたって評価

が行われ、等級や数値などによって示される。平成 12 年（2000 年）施行。

■住宅セーフティネット

経済的その他の理由により独力では住宅を確保することが困難な状況に陥っても、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保するための支援や仕組みの総称。

■小規模多機能型居宅介護

利用者の住み慣れた地域でこれまでの人間関係や生活環境をできるだけ維持できるよう、事業所への通いによるサービスを中心に、スタッフの利用者宅への訪問や、事業所での宿泊を行う施設およびそのサービス。

■生産緑地

生産緑地法に基づき、農林業と調和した良好な都市形成を図ることを目的として、市街化区域内にある 500 ㎡以上の農地を対象に市が都市計画に定める緑地。指定後 30 年間は農地等としての管理が義務づけられるが、宅地並み課税が免除される。

■ゼロエミッション住宅

エネルギー使用の削減や、再生可能エネルギーの導入等様々な省エネ・環境技術を組み合わせることにより、快適な生活を実現しながらも温室効果ガスの排出量が削減量を下回る住宅。

〈た行〉

■昼間人口／夜間人口

夜間人口とは、人が寝泊まりする場所での人口、つまり当該地域に常住している人口。昼間人口とは、昼間に活動している場所での人口、つまり従業地・通学地による人口で、〔昼間人口＝夜間人口＋流入人口－流出人口〕の関係が成り立つ。なお、ここでの流入人口及び流出人口には、買物や行楽などの不定期な移動者は含まない。

■地域善隣事業

低所得・低資産である、社会的なつながりによる支援が乏しい等の理由により、地域での居住を継続することが困難である方に対して、ハードとしての居住の場の確保及びソフトとしての日常生活上の支援を行うことにより、これらの方ができるだけ安定的・継続的に地域生活を営むことができるように支援する事業。

■地域包括支援センター

各区市町村に設置され、保健師、主任ケアマネージャー、社会福祉士などが地域の高齢者の介護保険やその他サービスの総合相談・支援、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

■地区計画

一定のまとまりのある地区を対象に、地区の目標を定め、用途や道路・公園の位置や規模、緑地の規定など、その地区の特性に合ったよりきめ細かい規制を行う都市計画法に基づく制度。

■長期優良住宅

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長期にわたり良好な状態で使用できるよう、劣化対策、耐震性、可変性、省エネルギー性などの性能を有する住宅。維持保全計画を策定し、一定の維持保全を行うことが定められている。

■通所介護（デイサービス）

利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持回復だけでなく、家族の負担軽減などを目的とした、利用者に対する食事・入浴その他の日常生活の世話・相談・機能訓練等の日帰り介護サービス。

■特別養護老人ホーム

65歳以上の方で、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な方に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う施設。

■都市再生機構

大都市や地方中心都市における市街地の整備改善や賃貸住宅の供給支援、UR賃貸住宅（旧公団住宅）の管理を目的とした国土交通省所管の独立行政法人。2004年に、旧都市基盤整備公団と旧地域振興整備公団の地方都市開発整備部門が統合され、独立行政法人都市再生機構に変更された。

■土地区画整理事業

都市基盤が未整備な市街地や市街化の予想される地区を健全な市街地にするために、道路・公園・河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

■土地利用

宅地、商業地、工業地、緑地等を表す土地の使われ方や性格を表すもの。

〈は行〉

■パッシブ住宅

太陽光、太陽熱、風などの自然の力を取り入れて、建物の構造や材料などの工夫によって熱や空気の流れを制御し、快適な室内環境を有する高性能な省エネルギー住宅。

■バリアフリー改修

高齢者や障害者の日常生活の物的障壁となる、玄関入口や敷居の段差の解消、階段・トイレ・浴室等への手すりの設置、設備等の操作性の改善等の改修。

■ヘルスケア・ウェルネス戦略

全ての世代がより良く生きるため、自らの健康維持に取り組みながら、必要な時に適切なケアが受けられるまちづくりを目指す健康維持アクション。データヘルス（診療報酬明細書の分析・活用）による疾病予防の取組みや、がん検診の勧奨強化による早期発見の取組みを進める。

〈ま行〉

■ミクストコミュニティ

年齢や職業、所得水準、人種などの異なる人々が同じ地域で、共に交流して暮らせるようなまちづくり、地域社会のこと。

〈や行〉

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力に関わらず、できるだけ多くの人を利用することができるように設計、デザインされた施設や製品、情報のこと。

■有料老人ホーム

「老人福祉法」に基づき、入居する高齢者に対して入浴、排泄、食事の提供、その他の日常生活上必要なサービスの提供等を行う民間が運営する施設。老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものを指す。形態により「介護付」「健康型」「住宅型」がある。

ら行〉

■ライフスタイル

仕事への取組方や住まい方等、所属する集団の価値観に基づき、主体的に選択される生活の様式、生き方のこと。

■ライフライン

電気、ガス、上下水道、電話など、都市生活や都市活動を支えるために地域にはりめぐらされている供給処理・情報通信の施設の総称。